

事業主各位	令和5年度保険料率決定の件 (通知)	日電健(適)発第04-15号
		令和4年 2月28日
		日本電気健康保険組合 事務長 竹内 政志

平素は当健康保険組合業務に御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

掲題の件、過日開催された第191回組合会において、令和5年度の健康保険料率および介護保険料率が決定しましたので、下記の通り通知致します。

記

1. 新保険料率

(1)健康保険料率 **8.00%** (現行: 8.00% 基本保険料率+特定保険料率)

(2)介護保険料率 **1.90%** (現行: 1.90%)

【新旧比較表】

	現行(改定前)			新(改定後)		
	基本保険料率	特定保険料率	介護保険料率	基本保険料率	特定保険料率	介護保険料率
事業主	2.780%	1.850%	0.95%	2.693%	1.937%	0.95%
被保険者	2.023%	1.347%	0.95%	1.960%	1.410%	0.95%
計	4.803%	3.197%	1.90%	4.653%	3.347%	1.90%

※ 健康保険、介護保険共、料率トータルは現行同様。健康保険の基本/特定の内訳を変更しています

2. 新保険料率 (改定後) の適用時期等

(1)適用時期 健康保険は令和5年3月1日から、介護保険は同年4月1日から

(2)控除時期 健康保険は令和5年4月徴収 (同年3月保険料) から、介護保険は同年5月徴収 (同年4月保険料) から

3. 調整保険料率

調整保険料率は、0.130%となります。(調整保険料の適用は令和5年3月1日から。そのため健康保険は同年3月から、上記料率が適用となります)

※ 調整保険料とは

全国約1,390の健康保険組合は、高額医療費の共同負担事業と財政窮迫組合の助成事業(財政調整)を共同して行っており、この財源にあてるために調整保険料を拠出しています。なお、この保険料は被保険者と事業主が納める基本保険料に含まれています。

4. 健康保険料の計算方法

(1)合計健康保険料額

健康保険料額(全体) = 標準報酬月額または標準賞与額 × 8.0%

(2)被保険者負担分保険料額

①健康保険料額(被保険者分合計) = 標準報酬月額または標準賞与額 × 3.37% (円未満切り捨て)

②特定保険料額 = 標準報酬月額または標準賞与額 × 1.410% (円未満切り捨て)

③基本保険料額 = 健康保険料額(被保険者分合計) - 被保険者負担特定保険料

(3) 事業主負担分保険料額

①健康保険料額（事業主分合計）＝ 健康保険料額（全体）－ 健康保険料額（被保険者分合計）

②特定保険料額 ＝ 標準報酬月額または標準賞与額 × 3.347% － 被保険者負担特定保険料
(円未満切り捨て)

③基本保険料額 ＝ 健康保険料額（事業主分合計）－ 事業主負担特定保険料

※ 標準賞与額（賞与額合計）… 1,000円未満を切り捨てた額

※ 賞与額合計… 「被保険者賞与支払届」における表記であり標準賞与額と同じ意味

※ 「賞与支払届（データ含む）」について

退職日後に支給する退職賞与につきましては健康保険料・介護保険料徴収の必要がありませんので、健保への届出は不要です。

5. 添付資料

令和5年度保険料月額表

6. 本件に関する問合せ先

保険料徴収関係

古谷 Eメール：m-furuya-cd@nec.com

加藤 Eメール：y-katou.dw@nec.com

TEL：03-3461-9373 TELNET：8-185-230 文書メール：185-250

システム関係(保険料計算)

丸田 Eメール：nmaruta-pb@nec.com

TEL：03-3461-9372 TELNET：8-185-220 文書メール：185-250

以上